

郡山市立学校勤務教職員の長時間勤務等に係る面接指導実施要領

第1 趣旨

この要領は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8及び第66条の9並びに労働安全衛生規則第52条の2の規定により、郡山市立学校に勤務する職員のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「教職員」という。）に対して、長時間勤務等による健康障害を防止するため、医師による面接指導等の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 面接指導の対象となる教職員

- (1) 1月あたりの時間外・休日労働時間が100時間以上を超えた者。
- (2) 1月あたりの時間外・休日労働時間が2～6か月平均80時間を超えた者。
- (3) 1月あたりの時間外・休日労働時間が80時間以上で疲労の蓄積が認められ、本人が面接指導を申し出た者。
- (4) 疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有し、所属長又は学校管理課長が面接指導を必要と認めた者。
- (5) 疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有し、所属長又は学校管理課長へ面接指導を自ら申し出た者。

第3 実施方法

1 時間外勤務時間の確認及び報告

- (1) 時間外・休日労働時間の確認
所属長は、時間外勤務管理簿により教職員の時間外・休日労働時間を確認する。
- (2) 時間外勤務時間等報告書の報告
所属長は、時間外勤務時間等報告書（様式4）（以下「報告書」という。）を作成し、当該月の翌月3日までに学校教育部学校管理課長（以下「課長」という。）に報告する。

2 勤務時間の通知及び面接指導の意思確認

- (1) 時間外・休日労働時間が80時間以上の教職員の意思確認
課長は、時間外・休日労働時間が80時間以上の教職員に、時間外・休日労働時間通知書（様式1）を作成し、学校へ送る。所属長は当該教職員に時間外・休日労働時間通知書（様式1）を通知し、面接希望者に面接指導申告書（様式2）を提出してもらい、10日までに課長へ報告する。
- (2) 疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有し、所属長又は学校管理課長が面接指導を必要と認めた者がいる場合は10日までに課長へ報告する。
- (3) 疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有する職員が面接指導希望した場合は面接指導申告書（様式2）を提出してもらい、10日までに課長へ報告する。

3 面接指導を実施する教職員の決定

課長は、第3により報告を受けた教職員について、当該月の時間外勤務時間及び休

日勤務時間の実績、面接指導の緊急性等を総合的に判断し、面接指導の実施を決定するものとする。

4 面接指導を実施する教職員（以下「面接教職員」と言う。）への通知

課長は、第3の3の判定により面接指導を必要と認めた教職員に対し、所属長を経由して面接指導の実施について通知するものとする。

5 医師による面接指導の実施

(1) 面接教職員は疲労蓄積度申告書（様式3）及び当該月の勤務時間管理簿を医療機関に持参する。

(2) 面接指導を実施する医師は、労働安全衛生法及びこれに基づく政省令の定めのほか、郡山市立学校教職員安全衛生管理規則（平成18年3月22日郡山市教育委員会規則第4号）及びこの要領の定めによるところにより、当該教職員の勤務状況、疲労の蓄積状況及び心身の状況等を確認し、当該教職員に必要な保健指導、生活指導及び受診指導等を行うものとする。

(3) 医師は、面接指導の結果及び健康を保持するために必要な措置に関する意見について面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書（様式5）を作成し、所属長に提出するものとする。

第4 面接指導の実施結果報告等

(1) 所属長は医師から第3の4の(2)の規定による報告があった場合は、「面接指導結果報告書」（様式6）により課長に報告するものとする。また、当該報告書に係る事後措置を行った場合には、「事後措置報告書」（様式7）により課長に報告するものとする。

(2) 課長は、面接指導結果報告書を勘案し、当該教職員に対し適切な措置を講ずるものとする。なお、その必要があると認めるときは、所属長と連携を図るものとする。

(3) 課長は、面接指導に関する書類を5年間保存するものとする。

(4) 課長は、面接指導の結果に関し必要な事項を郡山市立学校教職員安全衛生推進会議に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。